

子育て支援に要する費用に係る 税制上の措置の創設

夫婦が理想の子供数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(56.3%)、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」(17.6%)¹が占める割合は高く、子育てにかかる経済的負担の軽減や子育て支援の充実等、これまで様々な施策が進められてきた。

一部の地方公共団体においては、独自の子育て支援策として上乗せで子育て支援サービスの利用料に関する補助を行っているが、この給付は、原則、雑所得として課税所得となることから、結果として、地方公共団体が行う子育て支援策としての効果が薄れるなどの指摘がされてきた。

さらに、2020年度に入って、新型コロナウイルス感染症の流行により、通常の認可保育所等の利用が困難になりベビーシッターを代替措置として利用するケースも生じており、コロナ禍において、より一層の子育て支援サービスの充実が求められている。

このような状況を踏まえ、「少子化社会対策大綱」(2020年5月29日閣議決定)においては、「社会状況や適用実態、国や地方公共団体が行うベビーシッター等に関する利

用者の負担軽減措置について検証しながら、今後の支援の在り方について、検討を行う」こととされた。これを受けて、地方公共団体が行う子育て支援サービスの実態を把握した上で、2021年度税制改正要望において、「子育て支援に要する費用に係る税制上の措置」の創設を要望した。

要望の結果、保育を主とする国や地方公共団体からの子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成等について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とすることが認められた。

非課税の対象となるのは、

- ①ベビーシッターの利用料に対する助成
- ②認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ③一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成も対象となる(例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)。

である。

本措置が、子育て家庭の負担軽減の一助となることが期待される。

1 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)